

新潟県条例第24号

新潟県手数料条例の一部を改正する条例

新潟県手数料条例（平成12年新潟県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。

次の表の改正前の欄中別表の欄中別表の細目の項の表示を次表の表の改正後の欄中別表の欄中別表の細目の項の表示に下線が引かれた別表の細目の項とする。以下「改正部分」という。）に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の細目の項の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後					改正前				
別表（第3条関係）					別表（第3条関係）				
(1)～(5) (略)					(1)～(5) (略)				
(6) 土木部関係					(6) 土木部関係				
対象となる事務	名称	区分	金額		対象となる事務	名称	区分	金額	
(略)					(略)				
34の3	(略)	(略)	(略)		34の3	(略)	(略)	(略)	
34の4	マンショ ンの管理 の適正化 の推進に 関する法 律（平成 12年法律 第149号） 第5条の 3第1項 の規定に 基づく管 理計画の 認定の申	マンシ ョン管 理計画 認定申 請手数料 料	1件につき 4,000円						
		(1) 長期修繕計 画の数が1で ある場合 (2) 長期修繕計 画の数が2以 上である場合							
			乗じて得た額を加算した額						

34の5	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の6第1項の規定に基づき管理計画の認定の更新の申請に対する審査	マンショ管理計画認定更新申請手数料	(1) 長期修繕計画の数が1である場合 (2) 長期修繕計画の数が2以上である場合	1件につき 4,000円 1件につき、4,000円に1を超える長期修繕計画の数の1,800円を乗じて得た額を加算した額
34の6	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第5条の7第1項の規定に基づき管理計画の変更の認定の申請に対する審査	マンショ管理計画変更認定申請手数料		1件につき、次に掲げる額を合算した額 (1) 管理規約の基準に係る事項の変更については、4,300円 (2) 管理組合の經理の基準に係る事項の変更については、4,500円 (3) 長期修繕計画の作成又は見直しの基準に係る事項の変更については、変更に係る長期修繕計画の数が1である場合にあっては9,800円、変更に係る長期修繕計画の数が2以上である場合にあっては9,800円に1を超える当該長期修繕計画の数の5,000円を乗じて得た

34 の 7	(略)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	額を加算した額 (4) その他の基準に係る事項の変更については、2,000円
35	(略)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第7項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	(略)
			(1) 一戸建て (新築をしようとするものに限る。)に係るもの		
			(2) 共同住宅等 (新築をしようとするものに限る。)に係るもの		1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）
			(3) 一戸建て (新築をしようとするものを除く。)に係るもの		(1)～(8) (略)

34 の 4	(略)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	
35	(略)	長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第1項から第3項までの規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に対する審査	長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	(略)	
			(1) 新築をしようとする住宅が一戸建てである場合		1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合においては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
			(2) 新築をしようとする住宅が共同住宅等である場合		(1)～(8) (略)
			(3) 増築又は改築をしようとする住宅（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。）が一戸建てである場合		(略)

<p>(4) <u>増築又は改築をしようとする住宅(新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けていないものに限る。)</u>が<u>共同住宅等である場合</u></p>	<p>1 件につき、次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合には、その額に建築確認等手数料額を加えた額)を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額(その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
<p>35の2</p> <p>長期優良住宅の普及の促進に関する法律第5条第4項又は第5項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査</p> <p>区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画認定申請手数料</p>	<p>1 件につき次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、24,800円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、37,500円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、59,100円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、91,700円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、137,200円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸</p>

<p>(4) <u>共同住宅等(新築をしようとするものを除く。)</u>に係るもの</p>	<p>1 件につき次に掲げる額(長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合には、その額に建築確認等手数料額を加えた額)</p> <p>(1)～(8) (略)</p>
---	--

<p>以内のものについては、 229,500円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、 289,300円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、327,800円</p>	<p>1件につき 次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、34,600円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、53,700円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、86,100円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、134,900円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、203,200円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、341,700円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、</p>
<p>(2) 新築の時に 長期優良住宅建築等計画の認定を受けていない住宅の増築又は改築をしようとする場合</p>	

36	長期優良住宅の普及に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）の変更の認定（同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）	長期優良住宅建築等計画変更申請手数料	長期優良住宅建築等計画変更申請手数料	431,300円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、489,000円 (略)
			(1) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである場合 (2) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1件につき、次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額） (1)～(8) (略)
			(3) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が一戸建てである	(略)

36	長期優良住宅の普及に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画（同法第5条第1項から第3項までの規定による認定の申請に基づき認定を受けたものに限る。）の変更の認定（同法第9条第1項の規定による申請に係るものを除く。）	長期優良住宅建築等計画変更申請手数料	(1) 一戸建て（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものに限る。）に係るもの (2) 共同住宅等（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものに限る。）に係るもの (3) 一戸建て（新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものを除く。）に係るもの	(略) (1)～(8) (略) (略)
			1件につき次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）	

く。)の申請に対する審査		場合 (4) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする住宅が共同住宅等である場合	1 件につき、次に掲げる額 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料を加えた額) を、申請に係る共同住宅等について同時に申請された住戸の数で除して得た額 (その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額) (1)～(8) (略)
36の2 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第1項の規定に基づく長期優良住宅建築等計画(同法第5条第4項又は第5項の規定による認定)の申請に基づき認	区分所有住宅に係る長期優良住宅建築等計画変更申請手数料	(1) 新築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合	1 件につき 次に掲げる額 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1) 総戸数が5戸以内のものについては、12,400円 (2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、18,700円 (3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、29,500円 (4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、45,800円

除く。)の申請に対する審査	(4) 共同住宅等 (新築の時に長期優良住宅建築等計画の認定を受けたものを除く。)に係るもの	1 件につき 次に掲げる額 (長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあつては、その額に建築確認等手数料額を加えた額) (1)～(8) (略)
---------------	--	---

定を受け
たもの
に限る。
。)の
変更の
認定
(同法
第9条
第3項
の規定
による
申請に
係るも
のを除
く。)の
申請に
対する
審査

	<p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、68,600円</p> <p>(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、114,700円</p> <p>(7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、144,600円</p> <p>(8) 総戸数が300戸を超えるものについては、163,900円</p>
<p>(2) 増築又は改築の時に認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更をしようとする場合</p>	<p>1件につき 次に掲げる額（長期優良住宅の普及の促進に関する法律第8条第2項において準用する同法第6条第2項の規定による申出を行う場合にあっては、その額に建築確認等手数料額を加えた額）</p> <p>(1) 総戸数が5戸以内のものについては、17,300円</p> <p>(2) 総戸数が5戸を超え10戸以内のものについては、26,800円</p> <p>(3) 総戸数が10戸を超え25戸以内のものについては、43,000円</p> <p>(4) 総戸数が25戸を超え50戸以内のものについては、67,400円</p> <p>(5) 総戸数が50戸を超え100戸以内のものについては、101,600円</p>

						(6) 総戸数が100戸を超え200戸以内のものについては、170,800円 (7) 総戸数が200戸を超え300戸以内のものについては、215,600円 (8) 総戸数が300戸を超えるものについては、244,500円
	(略)				(略)	
38	長期優良住宅の普及に関する法律第10条第1項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅の普及に関する法律第10条第1項の規定に基づき長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	長期優良住宅建築等計画の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料	(略)	(略)
	(略)				(略)	(略)
	(6)の2～(9)	(略)	(略)	(略)	(略)	(6)の2～(9)

附 則

この条例中別表第6号の表34の4の項を34の7の項とし、34の3の項の次に3項を加える改正は公布の日から、その他の改正は令和4年10月1日から施行する。

